

社会福祉法人 太陽の村 総合福祉施設グランビレッジ倉橋(特別養護老人ホーム) 料金表

令和6年8月1日現在

①基本サービス費 介護保険利用者負担額

	基本利用料金					
	日額(1割)	日額(2割)	日額(3割)	1ヶ月(30日)1割	1ヶ月(30日)2割	1ヶ月(30日)3割
要介護3	828円	1656円	2484円	24840円	49680円	74520円
要介護4	901円	1802円	2703円	27030円	54060円	81090円
要介護5	971円	1942円	2913円	29130円	58260円	87390円

②食費及び居住費

	第2段階		第3段階①		第3段階②		第4段階	
	1日	1ヶ月(30日)	1日	1ヶ月(30日)	1日	1ヶ月(30日)	1日	1ヶ月(30日)
食費	390円	11,700円	650円	19,500円	1,360円	40,800円	1,800円	54,000円
居住費	880円	26,400円	1,370円	41,100円	1,370円	41,100円	2,066円	61,980円

※食費及び居住費の負担限度額について

第1段階	生活保護受給者
第2段階	世帯全員が市民税非課税世帯で、本人の公的年金収入額 + 合計所得金額が80万円以下かつ預貯金の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下
第3段階①	世帯全員が市民税非課税世帯で、本人の公的年金収入額 + 合計所得金額が80万円超120万円以下かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下
第3段階②	世帯全員が市民税非課税世帯で、本人の公的年金収入額 + 合計所得金額が120万円超かつ、預貯金の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下
第4段階	市町村民税課税世帯

※負担限度額認定は市役所へ申請が必要です。

入所者の方で所得や資産が一定以下の方に対して、負担限度額を超えた居住費と食費の負担額が介護保険から支給されません。

③加算 介護保険利用者負担額(該当するもののみ算定します)

加算内容	月額1割	月額2割	月額3割	算定根拠
<input type="checkbox"/> 初期加算 30単位/日	900円	1,800円	2,700円	入所日から起算して30日以内の期間について算定。30日を超える入院後に再入所した場合も同様
<input type="checkbox"/> 安全対策体制加算 20単位/回	20円	40円	60円	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策をする体制が整備されている場合
<input type="checkbox"/> 夜勤職員配置加算 46単位/日	1,380円	2,760円	4,140円	人員基準+1名以上の介護・看護職員を夜間に配置している場合
<input type="checkbox"/> 栄養マネジメント強化加算 11単位/日	330円	660円	990円	管理栄養士が利用者毎の栄養状態や嗜好を踏まえた栄養計画を作成し食事の調整を行う場合
<input type="checkbox"/> 個別機能訓練加算(Ⅰ)12単位/日	360円	720円	1,080円	(Ⅰ)常勤の機能訓練指導員(看護師)等により個別に計画を作成し生活行っている場合
<input type="checkbox"/> 個別機能訓練加算(Ⅱ)20単位/月	20円	40円	60円	(Ⅱ)厚労省への実施計画の提出と報告を定期的に行った場合
<input type="checkbox"/> 褥瘡マネジメント加算 13単位/月	13円	26円	39円	利用者の褥瘡発生を予防する為、褥瘡の発生と関連の強い項目を定期的に評価しその結果に基づき計画的に管理した場合
<input type="checkbox"/> 療養食加算 6単位/食	540円	1,080円	1,620円	医師の指示を基に管理栄養士が適切な食事の提供を行った場合
<input type="checkbox"/> 再入所時栄養連携加算 400単位/回	400円	800円	1,200円	利用者が入院し、経管栄養や嚥下調整食の導入などの栄養管理になった時、施設栄養士と入院施設の管理栄養士が連携し栄養管理を行った場合
<input type="checkbox"/> 日常生活継続支援加算 46単位/日	1,380円	2,760円	4,140円	職員の内介護福祉士の人数が利用者6人に対して1人以上配置し、新規利用者の数が重度者や認知症高齢者の割合が一定割合以上を占める場合

□入院外泊時費用 246単位/日	246単位/日	492単位/日	738単位/日	利用者が病院等に入院を要した場合及び居宅へ外泊を認めた場合、1ヶ月6日を限度として所定単位数に代えて算定
□協力医療機関連携加算 100単位/月	100円	200円	300円	相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合
□退所時情報提供加算 250単位/回	250円	500円	750円	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身状況、生活歴等を示す情報を提供した場合
□認知症チームケア推進加算(Ⅰ) 150単位/月	150円	300円	450円	認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。
□認知症チームケア推進加算(Ⅱ) 120単位/月	120円	240円	360円	認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。
□ 口腔衛生管理加算 90単位/月	90円	180円	270円	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに係る技術的助言と指導を年2回以上行っている場合。
□サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)22単位/回	660円	1,320円	1,880円	サービスの質の向上のため介護福祉士など有資格者の割合を一定以上配置している場合
(Ⅱ)18単位/回	540円	1,080円	1,620円	(Ⅰ)介護福祉士80%配置している場合 (Ⅱ)介護福祉士60%以上配置している場合
(Ⅲ)6単位/回	180円	360円	540円	(Ⅲ)介護福祉士50%以上配置している、または常勤職員を75%以上配置している場合
□看取り介護加算(Ⅰ) ・死亡日45日前～31日前:72単位/日	72円/日	144円/日	216円/日	医師が回復の見込みがないと判断した場合、人生の最期の時までその人らしさを維持できるようご本人や家族の意思を尊重し医師、看護師、介護職員が連携しながら、看取り介護計画に基づいて施設において看取りを行う場合
・死亡日30日前～4日:144単位/日	144円/日	288円/日	432円/日	
・死亡日前々日、前日:780単位/日	680円/日	1,360円/日	2,040円/日	
・死亡日:1,280単位/日	280円/日	2,560円/日	3,840円/日	
□科学的介護推進体制加算(Ⅰ)40単位/月	40円	80円	120円	(Ⅰ)入所者の既往歴、服薬情報、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症など心身の状況に関わる基本情報を活用しケア計画に反映、活用を行う。 (Ⅱ)定期的に厚労省に提出している場合
(Ⅱ)50単位/月	50円	100円	150円	
□ADL維持等加算(Ⅰ)30単位/月	30円	60円	90円	(Ⅰ)対象となる利用者の日常生活動作の機能が維持できているかを評価し、その評価(=ADL利得)の平均値が「1」以上の場合 (Ⅱ)上記平均値が「2」以上の場合
(Ⅱ)60単位/月	60円	120円	180円	
□介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	合計金額×14.0%			介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し市町村に届出を行うとともに当該計画に基づき適切な措置を講じ実施した場合

④その他費用(介護保険対象外)

医療費	実費
その他	実費

※オムツ代は介護保険給付対象になっていますのでご負担の必要はありません。

※その他

・理美容費(カット税込2,310円/回)日用品等その他の嗜好品等入所者選定によるもの、行事費などの有料サービス費等になります。

・電気使用料については各室に電気メーターがついておりますので実費となります(22円/kWh)

※1ヶ月、31日の場合は1日単価をプラスした金額となります。

※①③については地域区分が桜井市は7級地になる為、施設サービス費と加算により計算した単位数に10.14円を乗じた金額の1割(又は2割、3割)が自己負担になります。